

令和6（2024）年度みよし市障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

令和6（2024）年4月1日制定

1 目的

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障がい者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障がい者就労施設等からの物品等に対する受注の機会の拡大を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、本市の市長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員事務局、公平委員会、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、議会事務局、病院事業事務局を含む市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象事業者

本調達方針により、物品及び役務を調達する対象事業者は、次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という）に定める施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障がい者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障がい者優先調達推進法の政令に定める事業所
 - ア 障がい者の雇用の促進等に関する法律（以下「障がい者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所
 - イ 次のいずれの要件も満たす重度障がい者多数雇用事業所
 - (ア) 障がい者の雇用者数が5人以上であること。
 - (イ) 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上であること。
 - (ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上であること。
- (4) 障がい者雇用促進法に定める在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達を推進する物品及び役務

本市が調達する物品等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達目標

当該年度における調達は、対象となる物品及び役務の調達実績額が、前年度の実績額と同等程度以上となることを目標とする。

6 調達の推進方法

(1) 本市における取組方針

ア 障がい者就労施設等から調達可能な物品等についての情報収集を積極的に行う。

イ 収集した情報を活用し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

ウ これまで障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努める。

(2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 号及び第 3 号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。

7 調達実績の公表

調達実績については、翌年度 5 月末までに概要を取りまとめ、市のホームページ等により、速やかに公表する。